

## 保育所の設備及び運営に関する基準（認可基準）

（令和6年4月1日施行の改正反映後）

項 目	基 準
最低基準の目的	<p>児童福祉法（以下「法」という。）第45条第1項の規定により市が条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、市長の監督に属する保育所に入所乳幼児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。</p>
最低基準の向上	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市長は、広島市社会福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する保育所に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。</li> <li>2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。</li> </ol>
最低基準と施設	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 保育所は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。</li> <li>2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている保育所においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。</li> </ol>
施設の一般原則	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 保育所は、入所乳幼児の人権に十分配慮するとともに、1人1人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。</li> <li>2 保育所は、地域社会との交流及び連携を図り、入所乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該保育所の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。</li> <li>3 保育所は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。</li> <li>4 保育所には、法に定める施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。</li> <li>5 保育所の構造設備は、採光、換気等入所乳幼児の保健衛生及びこれらの乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。</li> </ol>
業務の質の評価等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 保育所は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</li> <li>2 保育所は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその図るよう努めなければならない。</li> </ol>
施設と非常災害	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 保育所においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。</li> <li>2 1の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。</li> <li>3 保育所は、非常災害時に地域住民等との連携が円滑に行えるよう、日頃から地域住民等との連携に努めなければならない。</li> </ol>
安全計画の策定	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 保育所は、入所乳幼児の安全の確保を図るため、当該保育所の設備の安全点検、職員、入所乳幼児等に対する施設外での活動、取組等を含めた保育所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他保育所における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</li> </ol>

項 目	基 準
	<p>2 保育所は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、1の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>3 保育所は、入所乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</p> <p>4 保育所は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</p>
自動車を実行する場合の所在の確認	<p>1 保育所は、入所乳幼児の施設外での活動、取組等のための移動その他の入所乳幼児の移動のために自動車を実行するときは、入所乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の入所乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、入所乳幼児の所在を確認しなければならない。</p> <p>2 保育所は、入所乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に入所乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の入所乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて1に定める所在の確認（入所乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。</p>
施設の職員の一般的要件	<p>保育所に入所乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。</p>
施設の職員の知識及び技術の向上等	<p>1 保育所の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 保育所は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>
他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準	<p>保育所は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該保育所の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。</p>
入所乳幼児を平等に取り扱う原則	<p>保育所は、入所乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。</p>
虐待等の禁止	<p>1 保育所の職員は、入所乳幼児に対し、次の(1)から(4)までに掲げる行為その他当該入所乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(1) 入所乳幼児の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。</p> <p>(2) 入所乳幼児にわいせつな行為をすること又は利用乳幼児をしてわいせつな行為をさせること。</p> <p>(3) 入所乳幼児の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、他の入所乳幼児による(1)、(2)又は(4)に掲げる行為の放置その他の職員としての保育を著しく怠ること。</p> <p>(4) 入所乳幼児に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の入所乳幼児</p>

項 目	基 準
	<p>に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</p> <p><u>2 保育所は、入所乳幼児の虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p>
業務継続計画の策定等	<p>1 保育所は、感染症や非常災害の発生時において、入所乳幼児に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 保育所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</p> <p>3 保育所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</p>
衛生管理等	<p>1 保育所に入所乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 保育所は、当該保育所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</p> <p>3 保育所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。</p>
食事	<p>1 保育所において、入所乳幼児に食事を提供するときは、当該保育所内で調理する方法（『他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準』の基準により、当該保育所の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。</p> <p>2 保育所において、入所乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。</p> <p>3 食事は、2によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。</p> <p>4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の入所乳幼児を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。</p> <p>5 保育所は、入所乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。</p>
設備の基準の特例	<p>次の(1)から(5)までに掲げる要件を満たす保育所は、『食事』の基準の1にかかわらず、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。</p> <p>(1) 幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との</p>

項 目	基 準
	<p>契約内容が確保されていること。</p> <p>(2) 当該保育所又は他の施設、保健所、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3) 調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。</p> <p>(4) 幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。</p> <p>(5) 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じた食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</p>
入所乳幼児及び職員の健康診断	<p>1 保育所の長は、入所乳幼児に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。</p> <p>2 保育所の長は、1にかかわらず、児童相談所等における乳幼児の入所前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が入所乳幼児に対する入所時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、保育所の長は、児童相談所等における乳幼児の入所前の健康診断の結果を把握しなければならない。</p> <p>3 1の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は入所乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ保育の提供又は入所の措置を解除又は停止する等必要な手続をとることを、保育所の長に勧告しなければならない。</p> <p>4 保育所の職員の健康診断に当たっては、特に入所乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。</p>
施設内部の規程	<p>保育所は、次の(1)から(11)までに掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>(1) 施設の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 提供する保育の内容</p> <p>(3) 職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日</p> <p>(5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額</p> <p>(6) 乳児、満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員</p> <p>(7) 保育所の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項</p> <p>(8) 緊急時等における対応方法</p> <p>(9) 非常災害対策</p> <p>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(11) 保育所の運営に関する重要事項</p>
施設に備える帳	<p>1 保育所には、職員、財産、収支及び入所乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿</p>

項 目	基 準
簿	<p>を整備しておかなければならない。</p> <p>2 保育所は、その職員、財産、収支及び入所乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿のうち、市が支弁する入所の措置に要する費用に係る帳簿及びその根拠となる記録について、その費用を受領した日の属する年度の末日の翌日から5年間、これを保存しなければならない。</p>
秘密保持等	<p>1 保育所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 保育所は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p>
苦情への対応	<p>1 保育所は、その行った保育に関する入所乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 保育所は、その行った保育に関し、当該保育の提供又は入所の措置に係る市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>3 保育所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。</p>
設備の基準	<p>保育所の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。</p> <p>(2) 乳児室の面積は、乳児又は(1)の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。</p> <p>(3) ほふく室の面積は、乳児又は(1)の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。</p> <p>(4) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>(5) 満2歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。(6)において同じ。)、調理室及び便所を設けること。</p> <p>(6) 保育室又は遊戯室の面積は、(5)の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、(5)の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。</p> <p>(7) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>(8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。</p> <p>イ 耐火建築物(建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下(8)において同じ。)又は準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。)(保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物)であること。</p> <p>ロ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲</p>

項 目	基 準		
	げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。		
	階	区 分	施設又は設備
	2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
		避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
	3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
		避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
	4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
		避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路

項 目	基 準			
	<table border="1" data-bbox="384 237 1445 327"> <tr> <td data-bbox="384 237 480 327"></td> <td data-bbox="480 237 608 327"></td> <td data-bbox="608 237 1445 327">3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</td> </tr> </table> <p data-bbox="440 338 1445 450">ハ ロに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。</p> <p data-bbox="440 461 1445 719">ニ 保育所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。ニにおいて同じ。）以外の部分と保育所の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。</p> <p data-bbox="456 730 1445 808">(イ) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。</p> <p data-bbox="456 819 1445 898">(ロ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p data-bbox="440 909 1445 987">ホ 保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。</p> <p data-bbox="440 999 1445 1077">ヘ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。</p> <p data-bbox="440 1088 1445 1167">ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。</p> <p data-bbox="440 1178 1445 1256">チ 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。</p>			3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
		3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段		
職員	<p data-bbox="392 1267 1445 1346">1 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p data-bbox="392 1357 1445 1525">2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね15人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね25人につき1人以上とする。ただし、保育所一につき2人を下ることはできない。</p> <p data-bbox="392 1536 1445 1783">3 2の保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）を、1人に限って、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p> <p data-bbox="392 1794 1445 1917">4 2の保育士の数は、保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上とする。</p>			
保育時間	<p data-bbox="392 1928 1445 2004">保育所における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、その地方における乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める。</p>			

項 目	基 準
保育の内容	保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、内閣総理大臣が定める保育所保育指針に従う。
保護者との連絡	保育所の長は、常に入所乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。
電磁的記録	保育所及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この基準において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

※ 下線部は、広島市の独自基準である。